

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、職員の給与に関する条例（昭和 26 年名古屋市条例第 5 号）及び関係規程の改正について、次のとおり勧告する。

1 令和 6 年 4 月の民間給与との比較等による改定

(1) 給料表

本市職員の給与が民間の給与を 10,941 円（2.81%）下回ることから、当該較差を解消するよう、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象として本市の実情に適合するように行政職給料表の引上げを行うこと。特に、初任給については、人材確保の観点から、市内民間事業所並びに国及び他の地方公共団体の水準を考慮して引き上げること。その他の給料表についても、行政職給料表を参考に引上げを行うこと。

(2) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院の勧告を考慮して引上げを行うこと。

(3) 期末手当及び勤勉手当

市内民間事業所における支給状況等を考慮して、令和 6 年度以降の年間支給割合を 0.10 月分引き上げ、4.60 月分とすること。なお、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分すること。令和 7 年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が 6 月期及び 12 月期で均等になるように配分すること。

(4) 実施時期

この改定は、令和 6 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、期末手当及び勤勉手当についてはこの勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)

(1) 扶養手当

国における制度の見直しを考慮して、段階的に配偶者に係る扶養手当の廃止及び子に係る手当額の引上げを行うこと。

(2) 通勤手当及び単身赴任手当

国における制度の見直しを考慮して、通勤手当の支給限度額の引上げ並びに通勤手当及び単身赴任手当の支給要件の拡大を行うこと。

(3) 実施時期

この改定は、令和 7 年 4 月 1 日から実施すること。